

三 49. 5 (a) (ii)中「含み」の下に「(補正後の請求の範囲は、最初に提出した全ての請求の範囲と差し替えるために、46. 5 (a)の規定に基づいて提出される完全な一式の請求の範囲の翻訳文の形式で提出する。）」を加える。

四 53. 9 (a) (i)中「補正書の写し」の下に「及び46. 5 (b)の規定に従つて要求される書簡の写し」を加える。

五 55. 3 を次のように改める。

55. 3 補正書及び書簡の言語及び翻訳文

(a) 国際出願が国際公開に用いられる言語以外の言語により行われた場合には、(b)の規定に従つて条件として、第三十四条の規定に基づく補正書並びに66. 8 (a)及び66. 8 (b)に規定する書簡並びに66. 8 (c)の規定によつて準用する46. 5 (b)に規定する書簡は、国際公開の言語によつて提出する。

(b) 国際出願の翻訳文が55. 2の規定に基づいて要求される場合には、次の補正書又は書簡は、当該翻訳文の言語によるものとする。

当該補正書又は書簡が別の言語によつて提出された又は提出されるときは、翻訳文によつても、提出する。

(i) (a)に規定する補正書及び書簡

(ii) 66. 8 (c)又は(d)の規定に基づいて考慮すべき第十九条の規定に基づく補正書及び46. 5 (b)に規定する書簡

(c) 補正書又は書簡が(a)又は(b)の規定に従つて要求される言語によつて提出されない場合には、国際予備審査機関は、出願人に対し、事情に応じて相当の期間内に当該言語による補正書又は書簡を提出するよう求める。その期間は、その求めの日から一箇月以上とするものとし、決定が行われる前はいつでも、国際予備審査機関が延長することができる。

(d) 出願人が、(c)に規定する期間内に要求される言語による補正書を提出する求めに応じない場合には、国際予備審査機関において当該補正書を考慮しない。出願人が、(c)に規定する期間内に要求される言語による(a)に規定する書簡を提出する求めに応じない場合には、国際予備審査機関において当該補正書を考慮に入れることを要しない。

六 62. 1 (ii)中「及び同条」を「、同条」に改め、「説明書の写し」の下に「及び46. 5 (b)の規定に従つて要求される書簡の写し」を加える。

七 62. 2 中「及び同条」を「、同条」に改め、規定する説明書の写し」の下に「及び46. 5 (b)の規定に従つて要求される書簡の写し」を加え、「及び説明書の写し」を「、説明書の写し及び書簡の写し」に改める。

八 66. 9 を削る。

九 70. 2 (c) 66. 8 (c)の規定によつて適用する46. 5 (b) (ii)の規定」を「46. 5 (b) (iii)の規定、66. 8 (c)の規定によつて準用する46. 5 (b) (iii)の規定」に改める。

十 70. 16 を次のように改める。

報告の附属書類

(a) 次の差替え用紙及び書簡は、報告に附属書類として添付する。ただし、(i)から(iii)までに規定する差替え用紙については、後の差替え用紙又は66. 8 (b)の規定に基づき用紙の全体を削除することとなる補正によつて差し替えられたもの又は取り消されたものとみなすものを除く。

(i) 第三十四条の規定に基づく補正を含む66. 8 に規定する差替え用紙並びに66. 8 (a)及び66. 8 (b)に規定する書簡並びに66. 8 (c)の規定によつて準用する46. 5 (b)に規定する書簡

(ii) 第十九条の規定に基づく補正を含む46. 5 (b)に規定する差替え用紙及び46. 5 (b)に規定する書簡

(iii) 91. 2 の規定によつて準用する26. 4 に規定する差替え用紙であつて91. 1 (b) (iii)に規定する国際予備審査機関によつて許可された明白な誤記の訂正を含むもの及び91. 2 の規定によつて準用する26. 4 に規定する書簡

(iv) 報告が70. 2 (e)に規定する表示を含む場合には、40. 2 の規定に従つて考慮しない明白な誤記の訂正に関する用紙及び書簡

(v) 次の場合には、(a)の規定にかかわらず、(a)に規定する差替え用紙であつて、差し替えられ、又は取り消されたもの及び(a)に規定する書簡であつて、当該差し替えられ、又は取り消された差替え用紙に関するものについても、報告に附属書類として添付する。この場合には、当該差し替えられ、又は取り消された差替え用紙には、実施細則が定める記入をする。

(i) 国際予備審査機関が、関連する差し替えようとして、又は取り消そうとする補正を出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされるものと認め、かつ、報告が70. 2 (c)に規定する表示を含むものと認められる場合

(ii) 出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が、関連する差し替えようとして、又は取り消そうとする補正に添付されておらず、かつ、報告がその補正を行わなかつたものとして作成され、

(iii) 92. 2 (a)中「96. 9」を「55. 3」に改める。

十一

○農林水産省告示第千五百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月十四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

保安林の所在場所 大分県中津市山国町宇曾字小葉ノ迫二六四七から二六四九まで、二六五一、字大奥二六五五、二六五六、二六五八の一、二六五八の二、二六五九、二六六〇、二六六一、字釣鐘山二六九六、二六九七の二、二六九八の一、二六九八の二

指定の目的 水源のかん養

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備

指定の目的 土砂の流出の防備